

諸外国等における仲裁法制等の比較表

項目		ドイツ 	フランス 	スウェーデン 	イギリス (イ) (ス)	アメリカ 	シンガポール 	中国 (香港、マカオ以外) 	香港 	韓国 	日本 	
モデル法への 対応状況 (※2)	1985年	○	×	×	×	○	△ (※1)	○	×	○	○	
	2006年	×	×	×	×	×	△ (フロリダ州は○)	×	×	○	×	
仲裁合意の方式 (①電子的方式の許容, ②書面性要件廃止) ※「×」=書面性必要		① (民訴法1031条)	国内仲裁 × (民訴法1443条) 国際仲裁 ② (民訴法1507条)	② (仲裁法1条参照: 明文の規定なし)	① (イ法5条) ② (ス法4条)	① (連邦仲裁法2条)	① (仲裁法4条(3)~(5), 国際仲裁法2A条(3)~ (5), 27条(1))	① (仲裁法16条, 最高 人民法院法釈(2008 年改正)7号1条)	① (仲裁条例 19条1項)	① (仲裁法8条 3項)	① (仲裁法13条)	
暫定保全措置の定義 (類型)の規定の有無 ※「△」=モデル法と同一で はないが規定あり		×	×	×	△ (イ法39 条, 38条, 48条)	△ (ス規53 条, 48条, 49条, 35 条, 36条)	×	△ (仲裁法28条(2) (e) (g), 国際仲裁法12 条(1)(d) (f) (i), 27条 (1)参照)	×	○	○	×
暫定保全措置の 発令要件の規定の有無		×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	
予備保全命令 に関する規定の有無		×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	
仲裁廷による暫定保全措置 の変更, 停止, 取消しに関 する規定の有無		×	○	×	×	×	×	×	○	○	×	
事情変更の開示 に関する規定の有無		×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	
暫定保全措置の 費用及び損害 に関する規定の有無		○	×	×	×	×	×	×	○	○	×	
暫定保全措 置の執行力	国内の 仲裁廷に よるもの	○ (民訴法1041条2項) ※モデル法所定の承認・ 執行の拒絶事由の規定はなし	△ (規定なし)	×	○ 裁判所侮辱による間接 強制(イ法41条5項, 42条等)	△ 証拠保全は×, その他 は○(ス法12条等)	△ (規定なし)	○ (仲裁法28条(4), 国際仲裁法12条 (6))	×	○ (仲裁法18条の7)	×	
	外国の 仲裁廷に よるもの	△ (規定なし) 民訴法第1041条の 直接適用又は類推 適用	仲裁廷が間接強制(ア ストラント・日数制の 制裁金)を科すことは 可(民訴法1468条参 照)。仲裁廷は, 執行 につき権限を持たない が, 裁判例(2011年改正 前)によれば, 仲裁判断 の形式をとれば暫定保 全措置も執行可	暫定保全措置に従 わない場合は, 損 害賠償責任や損害 額の判断に当たっ て不利に扱われる ため, 実務上は当 事者が従うのが一 般的との指摘あり	×	△ 解釈上, 証拠・財産 保全は×・現状維持・ 原状回復は○(ス法12 条, 18条)	○ (国際仲裁法27条 (1), 29条(1))	○ (仲裁条例61条)	×	×		
代表的な 仲裁機関名		D I S	I C C (※3)	S C C	L C I A	I C D R	S I A C	C I E T A C	H K I A C	K C A B	J C A A	
件数 (2019年/2018年) (※4)		145/153	869/842	175/152 (88/76)	395/317	—/993	479/402 (416/337)	3333/2962 (617/522)	308/265 (249/190)	443/393 (70/62)	9/13	

※1 アメリカ合衆国のうち, カリフォルニア州, ジョージア州, テキサス州など6州は準拠しているとされている。
 ※2 モデル法に準拠しているか否かについてのUNCITRAL事務局の評価 (https://uncitral.un.org/en/texts/arbitration/modellaw/commercial_arbitration/status)
 ※3 I C C (国際商業会議所)の付属機関として設置されているI C C国際仲裁裁判所の本部がパリにあるため, 便宜上ここに記載(香港やニューヨークにも仲裁手続の管理のための事務局が置かれている。)。なお, I C C仲裁は事務局に申し立てられるが, 実際に仲裁を行うのはその都度構成される仲裁廷となる。
 ※4 代表的な仲裁機関の件数は, 基本的に各仲裁機関のウェブサイト記載の新規受理件数による(仲裁機関によって定義は異なり得るものの, 統計上「国際」仲裁事件の内数等が公表されているものは括弧内に付記した。)。
 (注1) イギリス欄のうち「イ」はイングランド, ウェールズ, 北アイルランドを, 「ス」はスコットランドを, 「イ法」は「Arbitration Act 1996 (1996年仲裁法)」(イングランド, ウェールズ, 北アイルランドに適用されるもの)を, 「ス法」は「Arbitration (Scotland) Act 2010 (2010年スコットランド仲裁法)」を, 「ス規」は「Scottish Arbitration Rules (スコットランド仲裁規則)」を指す。
 (注2) 暫定保全措置の定義(類型), 発令要件等の規定の有無に関する欄については, モデル法と同内容の規定でない限り, 「×」としている。